

件名：日本国外務省によるスペインへの感染症危険情報の引上げについて（3月16日）

☆☆☆☆☆ご不明な点がございましたら在スペイン大使館までご連絡下さい☆☆☆☆☆

◆ 本3月16日、日本国外務省は、スペイン・マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州に発出している感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げるとともに、同国のその他の地域についてはレベル2（不要不急の渡航はやめてください）に引き上げました。

●●●●●本日の新規事項●●●●●

コロナウイルス感染症に関する当地の最新情報を以下のとおりお送りいたします。

本3月16日、日本国外務省は、スペイン・マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州に発出している感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください（渡航中止勧告））に引き上げるとともに、同国のその他の地域についてはレベル2（不要不急の渡航はやめてください）に引き上げました。

●マドリード州、バスク州及びラ・リオハ州

レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）。（引き上げ）

●その他の地域

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

《危険・スポット・広域情報：スペイン》

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_161.html#ad-image-0

●●●●●注意事項一般●●●●●

1 旅行者に対する入国制限や入国後の行動制限

現在のところ、スペインに到着した渡航者に対する検疫措置や特別管理措置は実施されていません。

2 コロナウイルス感染症の疑いがある場合の対応

(1) スペイン保健省の指針では、発熱や咳、呼吸困難といった呼吸器系の症状が発生した場合は、自宅又は滞在先に待機し、他者との距離を約1メートル以上保ち、濃厚接触を避けるとともに、電話（基本的には112）により医療機関に連絡し、旅行歴及び症状を伝えて診断を受けることが求められております。

(2) 各州政府によってはコロナウイルス専用のホットラインを設けている州もありますところ以下の連絡先一覧をご確認頂き、医療機関へご連絡頂けますと幸いです。

(在スペイン大使館 HP：各州相談連絡先一覧 URL)

<https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100019059.pdf>

(3) 日本の厚生労働省より「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」として以下のとおり注意ポイントを紹介しておりますところ、当館からもご紹介いたします。

【8つのポイント】

- ・部屋を分けましょう
- ・感染者のお世話はできるだけ限られた方で。
- ・マスクをつけましょう。
- ・こまめに手を洗いましょう。
- ・換気をしましょう。
- ・手で触れる共有部分を消毒しましょう。
- ・汚れたりネン、衣服を洗濯しましょう。
- ・ゴミは密閉して捨てましょう。

(日本の厚生労働省参考 URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

3 その他生活上の注意点等

(1) 手洗い・咳エチケットの励行、人混みを避ける等の新型コロナウイルス感染に対する適切な対応をお願いいたします。

(2) スペインでも感染者数の増加とともに食料やその他生活用品の買い占めの動きがあります。在留邦人の方々におかれては焦らずご対応頂けますと幸いです。

●大使館連絡先等

1 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 在スペイン日本国大使館

電話: +(34)-91-590-7600 (代表), +(34)-91-590-7614 (領事部直通)

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

3 在ラスパルマス領事事務所

電話：+(34)-928-244-012

ホームページ：https://www.es.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000042.html

4 在バルセロナ日本国総領事館

電話：+(34)-93-280-3433

ホームページ：http://www.barcelona.es.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。